

第 6674 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 6日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 相続財産が未分割の場合

Q：相続財産の分割をめぐってもめています。申告期限まで分割できない場合は、どうなりますか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

相続財産が未分割の場合、民法の規定による相続分の割合に従って相続財産を取得したものとして、各相続人の課税価格を計算して相続税の申告をします。

この場合には、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地等の特例」などの分割が確定して取得者が特定されないと適用されない規定は適用することはできません。

しかし、当初の申告時に、分割されていない事情や分割見込みの詳細等を記載した「申告期限後3年以内の分割見込書」を申告書に添付し、かつ、3年以内に分割が確定した場合には、分割確定後にこれらの規定を適用することができますとされています。

したがって、分割協議がまとまらないときは、この書類を提出しておいて、3年以内に分割が確定した場合には、これらの規定を適用して税額計算を行って、当初申告していた相続税額より税額が少なくなった場合には、分割が確定した日から4ヶ月以内に更正の請求をすれば、過納分の相続税額を還付してもらうことができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】